様式－３

令和 8年度

委託業務の名称　那覇大橋低濃度PCB廃棄物処理業務委託（R8-1）

履行場所　沖縄県那覇市首里崎山町～愛媛県東温市見奈良

履行期間　契約締結日の翌日～令和9年3月31日迄

特　記　仕　様　書

第１条　（業務の目的）

本業務は、南部土木事務所で保管している低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物（特別管理型産業廃棄物）の処理業務である。

特　記　仕　様　書　［沖　縄　県］

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		2	法令の遵守	1	本業務は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、同施行規則及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき履行しなければならない。
				2	上記の法令以外にも業務の着手にあたり関係する法令等は遵守すること。
		3	処理方法について		技術的方法及び留意事項等については、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（平成16年3月（平成23年8月改訂）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部」を適用すること。
		4	適用について		本特記仕様書に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、調査職員の指示を受けなければならない。
		5	本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の取り扱いについて		本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の変更協議または関連する業務の予定価格の算定にあたっては、本業務の請負比率（当初契約額÷当初設計額）を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額で行うものとする。

様式－３

現 場 説 明 に お け る 条 件 明 示

特　記　事　項		内　　容
1.本業務について	1	本業務内で、生じた疑義、協議、立会の結果等については、とりまとめて速やかに発注者へ書面を提出すること。疑義、協議により施工条件の変更がある場合は、書面での提出後発注者の承認を得て着手するものとする。
	2	書面の提出については、以下「」に記載のホームページに掲載した建設コンサルタント業務関係様式（令和6年4月以降適用）を使用すること。 「https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/kenchiku/1023167/1013333/1013334/1013336.html」
2.低濃度PCB仮置き場について	1	本業務で運搬処分を行う低濃度PCBは、以下に保管している。着手前に発注者と立会を行い、現地を確認すること。 ・県立芸術大学首里崎山キャンパス内コンテナ ・同大学同キャンパス内仮置き場
	2	低濃度PCB保管場所となる県立芸術大学首里崎山キャンパス内は、別班の工事にて使用中のため、運搬を行う際には、業者間で調整を行うこと。同様に搬出時の立ち入りゲートの管理についても調整を行うこと。
3.マニフェストについて	1	以下の段階において、マニフェストを作成し発注者へ提出すること。 ・処分場への廃棄物の運搬完了時 ・廃棄物の処分完了時
4.積算について	1	処分場の変更による低濃度PCB廃棄物t当たりの処分費及び収集運搬に係る金額の変更は、原則行わない。

南部土木事務所